

和泉市 新型コロナウイルス対策に関する市立学校の臨時休業の基準

本基準は、令和2年7月3日付 教保第1480号「〔COVID-19〕児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について」(大阪府教育庁)に基づき、和泉市教育委員会として策定。令和3年8月27日付「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」(文部科学省)を踏まえ、Ver.4に改定。令和4年1月26日付「府立学校における今後の教育活動等について」を踏まえ、Ver.5に改定。令和4年1月31日付教保第2644号「新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の待機期間等の変更について」を踏まえ、Ver.5.1に改定。令和4年7月25日付教小中第2048号「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」を踏まえ、Ver.5.2に改定。令和4年9月8日付教保第2069号「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて(通知)」を踏まえ、Ver.5.3に改定。今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改定するものとする。

	感染が判明	濃厚接触者に特定	発熱咳等の症状あり
児童生徒本人 (教職員含む)	療養期間中は 出席停止(※1)	原則として5日間 出席停止(※2)	自宅で休養・病院受診 (出席停止)
当該学校	下記判断基準参照	休業としない	休業としない
周辺の学校	休業としない (市教委にて判断)	休業としない	休業としない

【臨時休業の判断基準】

次の場合に、臨時休業の実施及び期間等について決定する。

- ・直近3日間の陽性者及び学校内における濃厚接触者が学級において複数(15%以上)確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖とする。
- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学年閉鎖とする。
- ・複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学校全体の臨時休業とする。
- ・上記以外においても、感染者や風邪症状等の人数の状況を踏まえ、臨時休業の実施及び期間等について決定する場合があるものとする。

「※1」・・・(1)有症状患者(※人工呼吸器等による治療を行った場合を除く)

(a) (b)以外の者

・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。

(b) 現に入院している者(※2)

・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には11日目から解除を可能とする。

(2)無症状患者(無症状病原体保有者)

・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。

・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除を可能とする。

「※2」・・・感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算。ただし、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。

◇市立幼稚園及び保育園については、保健所等関係機関と相談した上で個別に対応する